

ニノ切少年球技場運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市体育施設条例施行規則（平成27年豊中市規則第63号。）第19条の規定により、豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号。）第2条に規定する体育施設のうち、ニノ切少年球技場（以下「球技場」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用できる団体)

第2条 球技場を利用できるものは、スポーツ及びレクリエーション活動のため中学生以下の者で構成する団体（以下「少年団体」という。）並びに市長が適当と認める高齢者団体（65歳以上及び使用する日の属する日年度内において65歳に達する者が7割以上の団体）及び女性団体とする。

2 前項の団体は、10人以上で構成され、かつ、その構成員のうち7割以上の者が豊中市内に在住し、又は在勤する者でなければならない。

3 第1項の団体は、あらかじめ市長に使用団体登録申込書及び利用団体名簿を提出し、その承認を受けなければならない。

(使用調整に係る規定の準用)

第3条 豊中市屋外体育施設管理運営要綱（平成27年4月1日制定。以下「屋外施設要綱」という。）第2条の規定は、球技場の使用調整に準用する。この場合において、「屋外施設」とあるのは「球技場」と読み替える。

(使用できる種目)

第4条 球技場を使用できる種目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 少年団体の軟式野球その他のスポーツ及びレクリエーション活動（硬式野球を除く。）
- (2) 高齢者団体のゲートボール、グラウンドゴルフ等
- (3) 女性団体のソフトボール

(使用団体の優先順位)

第5条 球技場の使用は少年団体を優先し、その他の団体はこれに次ぐ。

(使用の申込み)

第6条 少年団体の使用の申込みは、毎年3月、6月、9月及び12月の初日（初日が閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日）の午前9時30分に開催する調整会での調整を経た後に、各々の月の翌月から3ヵ月分の使用に係る申込みをスポーツ振興課にて受け付ける。

2 前項の団体以外の団体の使用の申込みは、毎月12日以降（12日が閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日）の午前9時から午後5時15分の間に当月及び翌月の使用に係る申込みをスポーツ振興課にて直接申込書を持参する方法により受け付ける。

3 使用を承認された団体は、自らの都合により使用を中止する場合は、速やかにその旨をスポーツ振興課に連絡しなければならない。

4 市長は、申込者が故意に一団体の申込みを複数人により行った場合、又は申込書に虚偽の記載をした場合は、使用を承認しない。既に承認した場合であってもこれを取り消すことがある。

(使用団体の義務)

第7条 使用団体の責任者は、球技場の使用中は使用承認書を携帯し、施設の職員から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

2 少年団体が球技場を使用する際は、成人の指導者を付け、その者が責任者として使用中の安全管理に十分配慮しなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、使用団体の義務については、屋外施設要綱第8条の規定を準用する。この場合において、「屋外施設」とあるのは「球技場」と読み替える。

(運営に係る規定の準用)

第8条 屋外施設要綱第10条（使用不可能の判断）及び第11条（光化学スモッグ）の規定は、球技場の運営に準用する。この場合において、各条項中「屋外施設」とあるのは「球技場」と読み替える。

(損害賠償に係る規定の準用)

第9条 屋外施設要綱第13条（損害賠償）の規定は、球技場の場合に準用する。

(傷害事故の責任)

第10条 球技場の使用中に、当該球技場内で生じた傷害事故については、施設管理の瑕疵以外
は使用団体の責任において処理するものとする。

(その他)

第11条 前各条に定めるもののほか、球技場の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成28年1月22日から実施する。